

日曜日の委員より出張（東京維持）

二日

三日

社長への回答

- 一 平均年増を控へること（但し繰越は随高のこと）
- 二 割増金は絶対拒絶（但し社員への還元）
- 一 現行時価の割増を控へ直し高更に手厚に金庫に入金  
加算し本時価とすること
- 一 残高増分は去る九月折当り日金庫が控へたものより  
一 減り方の繰上り制限ありこと
- 一 常備者の増分は積戻者の繰上りと同額で繰戻すこと  
は控へることとする